

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画変更年度	令和7年度
計画主体	帯広市

帯広市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 帯広市農政部農政室農村振興課林業振興係
所在地 北海道帯広市西5条南7丁目1番地
電話番号 0155-65-4173
FAX番号 0155-23-0160
メールアドレス forest@city.obihiro.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、ユキウサギ、カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、ハト（ドバト、キジバト）
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	帯広市（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被害数値		
		被害面積	被害金額	その他
エゾシカ	小麦	0.60 ha	256 千円	
	豆類	2.33 ha	1,630 千円	
	ばれいしょ	0.35 ha	989 千円	
	てん菜（ビート）	2.17 ha	1,673 千円	
	コーン類	0.15 ha	81 千円	
	小計	5.60 ha	4,629 千円	
ヒグマ	小麦	0.20 ha	85 千円	
	豆類	0.15 ha	109 千円	
	ばれいしょ	0.05 ha	141 千円	
	てん菜（ビート）	0.70 ha	540 千円	
	コーン類	1.70 ha	918 千円	
	小計	2.80 ha	1,793 千円	
キツネ	小麦	0.02 ha	9 千円	
	ばれいしょ	0.10 ha	282 千円	
	てん菜（ビート）	0.10 ha	77 千円	
	コーン類	0.42 ha	437 千円	
	小計	0.64 ha	805 千円	
その他獣類 (アライグマ・ユキウサギ等)	てん菜（ビート）	0.18 ha	139 千円	
	小計	0.18 ha	139 千円	
鳥類 (ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト)	豆類	0.25 ha	133 千円	
	コーン類	2.50 ha	2,399 千円	
	その他根菜類	0.15 ha	375 千円	大根
	牧草	2.00 ha	624 千円	
	そば	0.50 ha	113 千円	
	小計	5.40 ha	3,644 千円	
合計		14.62 ha	11,010 千円	

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	内容
エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・エゾシカによる農作物の被害額は、令和3年度14,569千円、令和4年度4,961千円、令和5年度4,629千円と近年は減少傾向にあるものの、依然として多大な被害をもたらしている。 ・市内岩内地区、八千代地区内にある国有林、並びに岩内地区にある鳥獣保護区（北海道指定）の森林で越冬し、融雪後、人里に降りてきて農地に出現し農作物を食害する。 ・東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室）での令和5年度の生息数は、令和3年度と同程度であり、約31万頭と推定されている。 ・主に6月～8月頃に被害が発生し、ビート（甜菜）や豆類、馬鈴しょの食害が甚大である。 ・被害が集中するのは、越冬地に近い岩内、八千代、戸鳥地区の農地であるが、さらにその周囲にも被害が波及している。 <p>※被害地域図面 別紙1のとおり</p>
ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマによる農作物の被害額は、令和3年度538千円、令和4年度793千円、令和5年度1,793千円と増加傾向にあり、多大な被害をもたらしている。また、平成22年に農村部の雑木林で人身事故が発生しており、平成29年度にはつづじヶ丘小学校付近での足跡情報、令和元年度には帯広小学校敷地内にヒグマが現れるなど、活動域が広まっていること等から、今後の出没状況を注視する必要がある。 ・出没については、岩内地区など山沿いの集落を中心に足跡・目撃情報があるほか、住宅地周辺にも出没することがあり、住民の生活や農作業の安全確保が求められている。 ・被害時期はビートやスイートコーン等が成熟する7月～9月が中心となっており、足跡や目撃情報とともに、森林沿いの畠など、身を隠しやすい所の周辺で被害が目立つ。 <p>※被害地域図面 別紙1のとおり</p>
キツネ	<ul style="list-style-type: none"> ・キツネは、市内一円で毎年200頭～250頭程度が捕獲され、農村部ではスイートコーンや馬鈴しょ、ビート等が被害作物となっている。市街地周辺でも多数出没しており、エキノコックス症等への不安から対応を求める声が多数寄せられている。
その他獣類 (アライグマ・ユキウサギ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・アライグマは平成27年度以降スイートコーンやビートの被害が確認されており、被害額については小規模であるが、捕獲数は年々増加傾向にある。 ・ユキウサギは、平成22年度から小豆、ビートや苗木などの食害があり、平成30年度、令和元年度に1頭ずつ捕獲されて以降は捕獲はないが、農業被害は断続的に発生している。
鳥類 (ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト)	<ul style="list-style-type: none"> ・カラスやハトなどの鳥類にあっては、年間1,500羽前後の捕獲を実施している。農作物への被害は、主にカラスによるものが多く、スイートコーン・ビート・果菜類の食害となり、農村部に広く被害が見られるほか、乳牛の乳房を攻撃する被害報告もある。ハトについては、食害は多くないが、牛舎及び農機具庫内での糞害が見られる。また、市街地においてカラスの春先の子育て、巣立ち時期の人への威嚇行動に対する苦情が増加している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）		軽減率	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
エゾシカ	5.60 ha	4,629 千円	5.04 ha	4,166 千円	10%	10%
ヒグマ	2.80 ha	1,793 千円	2.52 ha	1,614 千円	10%	10%
キツネ	0.64 ha	805 千円	0.58 ha	725 千円	10%	10%
その他獣類 (アライグマ・ユキウサギ等)	0.18 ha	139 千円	0.16 ha	125 千円	10%	10%
鳥類 (ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト)	5.40 ha	3,644 千円	4.86 ha	3,280 千円	10%	10%
合計	14.62 ha	11,010 千円	13.16 ha	9,910 千円	10%	10%

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>[共通事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣友会会員に捕獲許可し、駆除従事者として、銃器やわなによる捕獲を実施。 ・帯広市鳥獣被害対策実施隊により有害鳥獣の捕獲、鳥獣の出没等による緊急活動、その他防除対策等を実施。 ・残滓は、適正処理。 <p>[エゾシカ・ヒグマ共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲者に、捕獲報償費を支給している。 <p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊による注意看板の設置やホームページ等を通じた注意喚起を実施。 ・農協、獣友会、総合振興局及び近隣町村で情報を共有し、実施隊による見回りや捕獲を実施。 ・獣友会に委託し箱わなによる捕獲を4月～12月まで実施。 ・箱わなの購入。 <p>[キツネ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣友会に委託し、捕獲を実施。(キツネ箱わなは、狩猟期間を含む) <p>[アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊による捕獲を実施。 ・箱わなの購入。 <p>[ユキウサギ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害発生時に、獣友会に駆除を依頼。 <p>[鳥類(ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣友会に委託し、捕獲を実施。(カラス箱わなは、狩猟期間を含む) 	<p>[共通事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣友会会員の高齢化及び減少による捕獲の担い手対策、捕獲技術の向上・技術の継承に課題がある。 ・銃器が使用できない箇所において効果的な捕獲方法の確立。(時間制限・区域制限) ・周辺自治体との情報交換や捕獲体制を含む連携の強化。 <p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲頭数の増加による捕獲後の処理方法に課題がある。 <p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動範囲が広域化し、住民の生活圏に出没しており、安全確保対策が難しい。 <p>[キツネ・ユキウサギ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業及び生活環境への被害があり、市街地では捕獲方法に限界があり難しい。 <p>[アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息数が拡大傾向にあるが、目撃・足跡情報が少なく、効率的な捕獲が難しい。 <p>[鳥類(ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村地区では農作物のほか、牛舎内での被害が発生。市街地では冬期に集団化しており、生活環境への被害が増加している。
防護柵の設置等に関する取組		
生息環境管理その他の取組	<p>[緩衝帯の設置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ・エゾシカ等の通り道となっている防風保安林に緩衝帯を設置(林内の下草刈り)することで、移動経路を遮断するとともに、視認性が高まり、発見しやすくなることで不意の遭遇等の機会を減らし、人の安全確保を図る。 	<p>[緩衝帯の設置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河畔林など他の移動経路があることから、防風保安林への緩衝帯の設置のみでは限界がある。

(5) 今後の取組方針

[共通・その他]

- ・駆除従事者による銃駆除や箱わなを設置する等効果的な捕獲を実施し、捕獲数の増加と農業被害の軽減に努める。
- ・帯広市鳥獣被害対策実施隊により有害鳥獣の捕獲、鳥獣の出没等による緊急活動、その他防除対策等の被害防止対策を実施する。
- ・狩猟免許の新規取得のため、狩猟免許試験予備講習の費用等を助成する。
- ・地元獵友会、関係機関等の協力を得ながら、生息状況把握のための定点カメラ設置やライトセンサスを必要に応じて実施する。

[エゾシカ・ヒグマ共通]

- ・防風林等に緩衝帯を設置し、ヒグマやエゾシカが移動しづらい環境を作る。
- ・ハンターのエゾシカ捕獲に係る負担の軽減策並びに駆除への奨励として、捕獲活動等の助成を行う。

[ヒグマ]

- ・農業被害及び人命への危険があるため、出没情報等に対し迅速かつ的確な対応を行い捕獲を実施するとともに北海道など関係機関と情報の共有化を図る。

[キツネ・鳥類(ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト)]

- ・獵友会に委託し、駆除を実施。

[ユキウサギ]

- ・被害発生時に実施隊による捕獲を実施。

[アライグマ]

- ・実施隊による捕獲を実施。外来生物防除対策と合わせて、有害鳥獣駆除を実施。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

[駆除従事者による捕獲]

- ・エゾシカ ①銃器及びくくりわなによる捕獲。
 ②捕獲の期間は通年(一部、狩猟期間を除く)。
- ・ヒグマ ①銃器及び箱わな(4月～12月まで)による捕獲。
 ②捕獲の期間は通年(狩猟期間を除く)。
- ・キツネ ①銃器及び箱わなによる捕獲。
 ②捕獲の期間は通年(銃器は狩猟期間を除く)。
- ・その他獣類 ①銃器及び箱わなによる捕獲。
 ②捕獲の期間は通年(銃器は狩猟期間を除く)。
- ・鳥類(ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト)
 ①銃器及び箱わな(カラス)による捕獲。
 ②捕獲の期間は通年(銃器は狩猟期間を除く)。

[帯広市鳥獣被害対策実施隊による捕獲] ※組織図 別紙2のとおり

- ・帯広市鳥獣被害対策実施隊により有害鳥獣の捕獲、鳥獣の出没等による緊急活動等を実施。
- ・エゾシカ、ヒグマ、アライグマ
 ①銃器及びわなによる捕獲。
 ②捕獲の期間は通年。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度		
令和8年度	エゾシカ ヒグマ キツネ ユキウサギ ハシブトガラス ハシボソガラス ドバト キジバト アライグマ	<ul style="list-style-type: none">・箱わな等の捕獲機材を導入・狩猟免許の取得に伴う予備講習及び登録の費用を助成・帯広市鳥獣被害対策実施隊による捕獲技術の向上対策・捕獲活動に伴う支援
令和9年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
これまでの対象鳥獣における、捕獲実績及び被害状況等を考慮し、個体数減少を目標とした設定とする。			

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	700 頭	700 頭	700 頭
ヒグマ	20 頭	20 頭	20 頭
キツネ	400 頭	400 頭	400 頭
アライグマ	200 頭	200 頭	200 頭
ユキウサギ	10 頭	10 頭	10 頭
カラス	2,100 羽	2,100 羽	2,100 羽
ドバト	1,000 羽	1,000 羽	1,000 羽
キジバト	600 頭	600 頭	600 頭

捕獲等の取組内容	
[エゾシカ] ・銃器及びくくりわなにより、生息地や出没地区（岩内、拓成、八千代、中島地区など）を中心に、年間を通じて（一部、狩猟期間を除く）、駆除従事者による捕獲を実施する。	
[ヒグマ]	
・銃器及び箱わなにより、生息地や出没地区（岩内、拓成、八千代、中島地区など）を中心に、農作業や生活の安全確保を図るため、目撃情報等があった場合、駆除従事者による捕獲を必要に応じ実施する。	
[キツネ・ハシブトガラス・ハシボソガラス・ドバト・キジバト]	
・銃器及び箱わなにより、市内一円で駆除従事者による捕獲を実施する（通年、銃器は狩猟期間を除く）。	
[ユキウサギ]	
・農村部で生息が確認され、被害が発生しているため、銃器等による捕獲を実施する（通年）。	
[アライグマ]	
・農村部で生息が確認され、被害が発生しているため、銃器及び箱わなにより帯広市鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施する（通年）。	

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
エゾシカ・ヒグマについては、安全かつ確実に捕獲等を実施するため、有効射程距離が長く、命中精度が高いライフル銃を使用する必要がある。 捕獲手段：ライフル銃による銃猟　対象獣種：エゾシカ・ヒグマ 捕獲実施予定期：通年　捕獲予定場所：帯広市（全域）	

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
帯広市 (全域)	エゾシカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度		
令和8年度	エゾシカ ヒグマ	[緩衝帯の設置] ・ヒグマ・エゾシカ等の通り道となっている防風保安林に緩衝帯を設置（林内の下草刈り）することで、移動経路を遮断するとともに、視認性が高まり、発見しやすくなることで不意の遭遇等の機会を減らし、人の安全確保を図る。
令和9年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
帯広市農政部農政室農村振興課	・構成機関の連絡調整等（事務局）・鳥獣捕獲許可の受付
帯広市鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣の捕獲等に関する事。 ・鳥獣の出没等による緊急活動等に関する事。 ・鳥獣被害防止対策に係る指導・助言等に関する事。 ・その他鳥獣被害防止対策に関する事。
北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課	・鳥獣捕獲許可の受付、相談
北海道釧路方面帯広警察署	・鳥獣被害対策（情報の共有、警備・安全確保等）
北海道猟友会帯広支部	・捕獲活動など被害防止措置を実施 ・専門的立場からの助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制

別紙3のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・鳥獣の処理は、適正な方法による処理とする。
ただし、研究機関等による検体等の提供依頼があればこの限りでない。
- ・特に、エゾシカにあっては、食肉などの有効活用の促進に努める。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	有効活用に向け、民間の処理加工施設において、受入可能な個体について搬入する。
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	特になし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
構成機関の名称	役割
帯広市農政部農政室農村振興課	・構成機関の連絡調整等（事務局）
帯広市川西農業協同組合 帯広大正農業協同組合	・被害防止対策、被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供
北海道猟友会帯広支部	・捕獲活動など被害防止措置を実施 ・専門的立場からの助言・指導
十勝農業改良普及センター	・農業被害に係る調査及び情報提供
帯広市農業委員会	・農業被害に係る調査及び情報提供
十勝広域森林組合	・森林被害に係る調査及び情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道十勝総合振興局産業振興部農務課	・農業被害の軽減に向けた情報提供
北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課	・鳥獣捕獲許可の受付、相談
北海道釧路方面帯広警察署	・鳥獣被害対策（情報の共有、警備、安全確保等）
帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課	・エキノコックス症等健康被害に係る情報提供
帯広市都市環境部環境室環境課	・外来生物法による防除（アライグマ）
帯広畜産大学環境農学研究部門 環保全生態学研究室 赤坂 卓美准教授	・鳥獣被害に係る情報の提供・助言・指導 (オブザーバー)

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年4月1日設立（隊員は、市職員（鳥獣対策担当）及び対象鳥獣捕獲員（狩猟免許保持者：60名程度）とする。）
令和6年度：隊員66名（市職員 7名・特別職非常勤職員（対象鳥獣捕獲員 59名））

○実施隊員

実施隊員のうち対象鳥獣捕獲員は、狩猟免許を保持するもの。

○実施隊の活動内容

有害鳥獣の捕獲等に関すること。

鳥獣の出没等による緊急活動等に関すること。

鳥獣被害防止対策に係る指導・助言等に関すること。

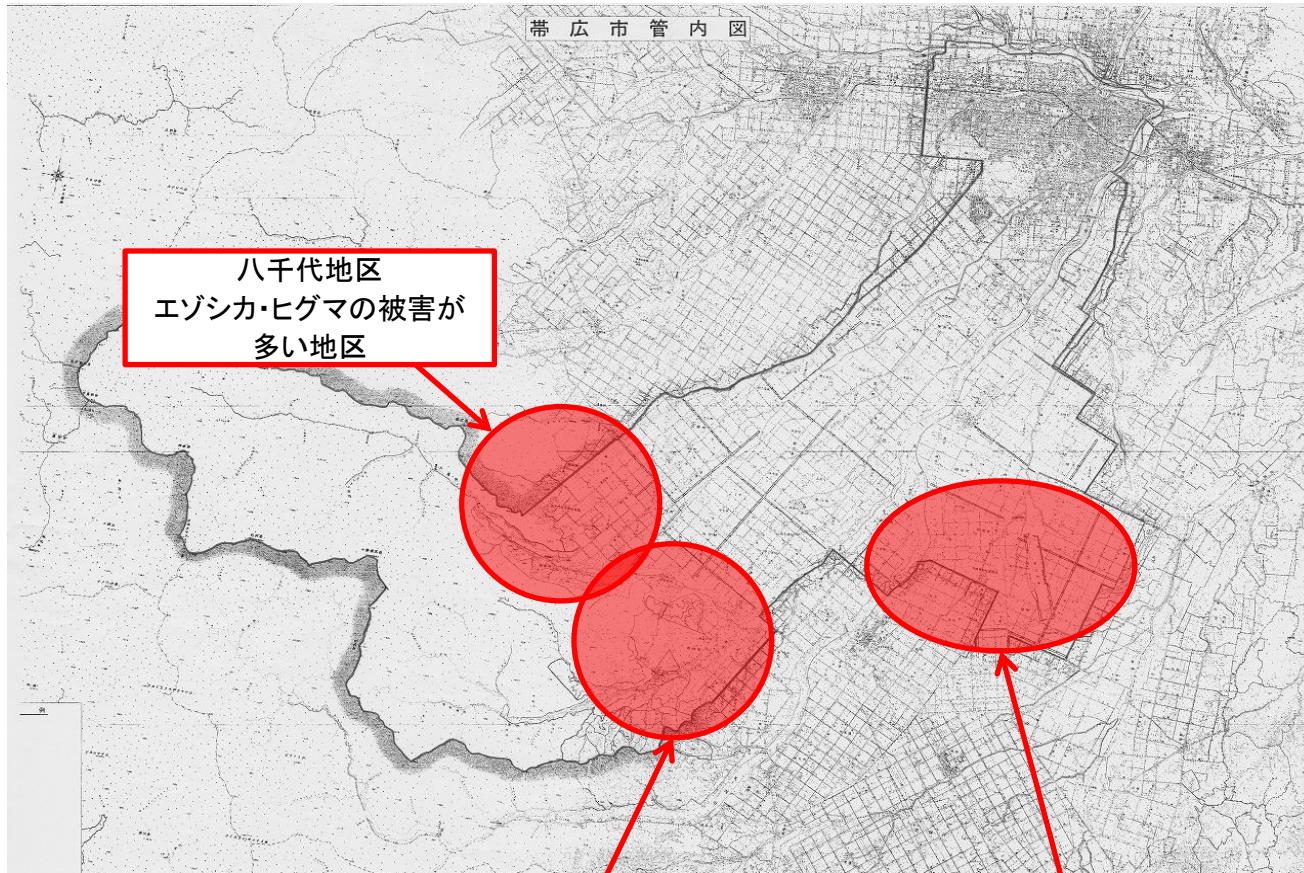
その他鳥獣被害防止対策に関すること。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

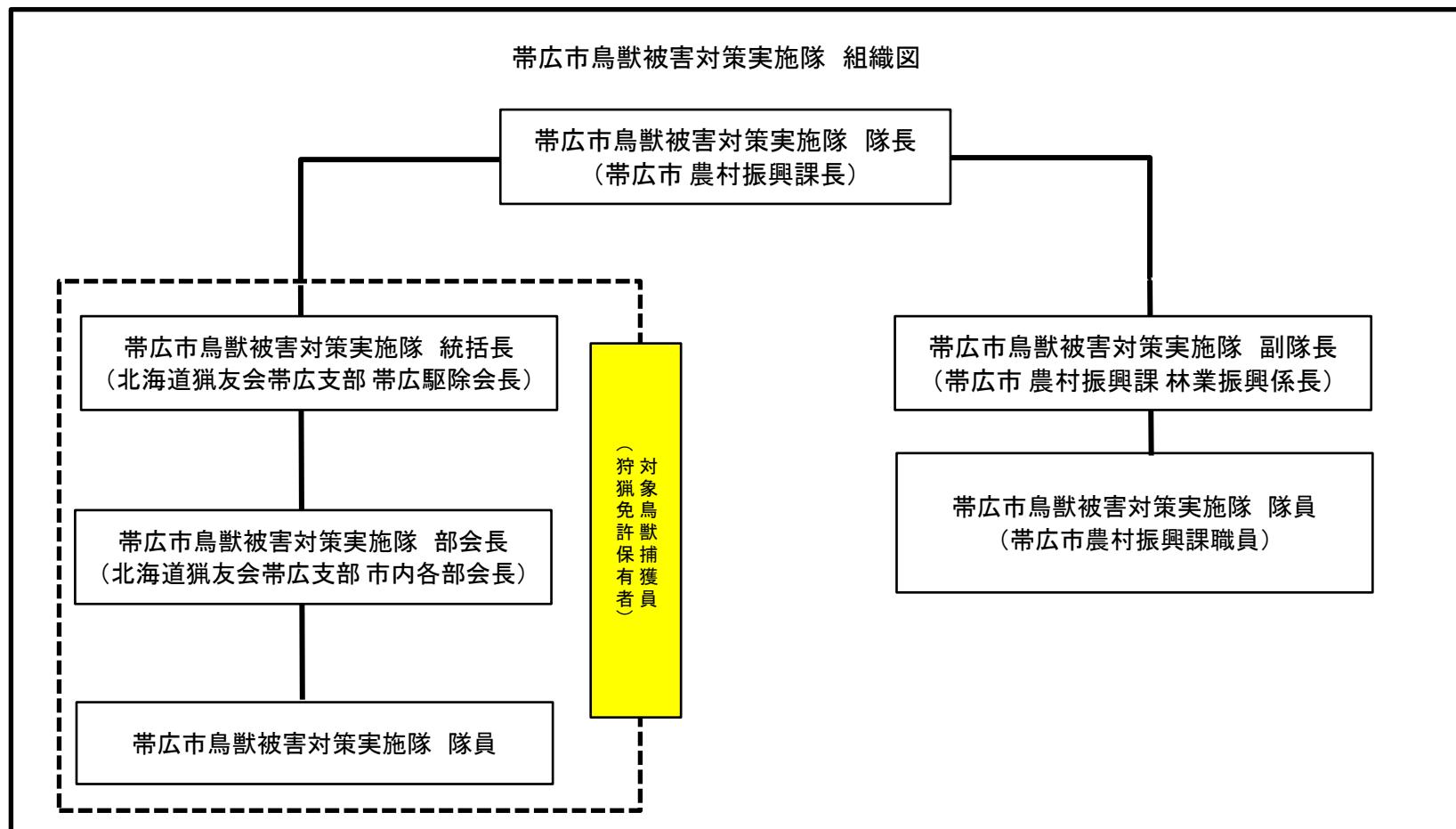
該当なし



八千代地区
エゾシカ・ヒグマの被害が多い地区

岩内・戸蔵地区
エゾシカ・ヒグマの被害が多い地区

大正地区
エゾシカによる被害が多い地区



○ 緊急時の連絡体制

別紙3

